

## 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」 の改訂に向けた検討事項

環境局自然環境局総務課  
動物愛護管理室

### 1. 改訂の視点

平成 28 年度に動物園等で 5 年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生したこと、平成 24 年の策定後、更新が必要な情報が生じていること等から、次の視点から対応指針の改訂を検討する。

1. 平成 29 年 1 月と 6 月に開催した、動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応を行った専門家及び動物園関係者等へのヒアリング会議において、平成 28 年度の対応により明らかとなった施設内での 2 次感染等の課題・指摘事項。
2. 情報の更新、特に平成 29 年度に改訂された「野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュアル」との整合性の確保。

※対応指針とマニュアルでは文書の位置づけが異なるものの、詳細かつ技術的な内容を記した上記マニュアルと整合がとれた内容とする。

### 2. 第 1 回検討会及び意見照会に基づく追加的な検討事項

#### 1. 主体としての「動物園等」の表記変更 (p. 1 1 行、 p2. 表 1 以降)

(指摘)

- ・指針のタイトルで示されている「動物園等」と指針中で定義される「動物園等」が混同されることがある。

(対応方針)

- ・現行指針との継続性及び無用な混乱を避けるためにも、指針のタイトル自体は変更しない。
- ・指針中で定義する主体の表現を「動物園等」から「展示施設」に変更した上で、影響を受ける指針中の表現を適宜修正(例:「園」→「施設」。「休園」→「一般公開を中止」)。

#### 2. 動物園等で飼育されている家きんの扱い (p. 1 28 行)

(指摘)

- ・家畜伝染病予防法に基づき自動的に殺処分の対象になる可能性があるのではないか。

(対応方針)

- ・家畜保健衛生所「の指示に従って」との表現を「と協議し、その指示に従って」との記述に修正。

#### 3. 野外で給餌を受けている鳥が感染した場合の扱い (p. 2 18-20 行)

(指摘)

- ・野外で給餌を受けている鳥で感染した場合において、感染鳥が飼養鳥にあたるかどうか

かが明確にならなかったことがあるため、判断基準を明示すべきではないか。

(対応方針)

- ・p. 1 20行において、動物愛護管理法の記載をふまえ、「鳥類の所有者又は占有者（以下「飼養者等」という）」との表現を用いており、所有または占有されている鳥が飼養鳥にあたると思われる。なお、所有または占有にあたるかについては具体的な事案に基づく個別の判断が必要となるため、本指針中では明示しない。

※動物愛護管理法第7条（動物の所有者又は占有者）に係る過去のQ&A

「占有」の解釈に当たっては、現実に飼養関係があるかがポイントとなるとともに、ある程度継続的な飼養関係を要することになるという見解が示されている。

※参考：民法（占有権の取得）

第180条 占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。

第186条第1項 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

#### 4. 動物園主管課の役割 (p. 2 22-24行)

(指摘)

- ・動物園主管課が個人飼養者への対応も行うように読めるおそれがあるのではないか。
- (対応方針)
- ・今回の改訂では「読み替えるものとする」を「読み替えることができる」と修正する案になっており、読み替えることの判断は個別に行うことができることが明らかであるが、さらに分かり易くするため「必要に応じて」との文言を追加。

#### 5. 平常時における（家畜衛生部局等との）情報共有 (p. 2 16-21行、p. 4 27-29行)

(指摘)

- ・平常時からの危機管理体制の構築の一環として関連主体間の情報共有が重要。
- (対応方針)
- ・家きん及び野鳥の防除・防疫体制について、動物園や愛護関係者、飼養者と共有できるよう、主要な主体の間で研修会の相互通知を行うこと等による情報共有の促進を図る旨追記。
  - ・これにあわせ、展示施設等に対しては基本的な飼養衛生管理の一貫として関連研修会への参加等により情報共有等に努める旨追記。

#### 6. 学校における鳥類の飼養 (p. 3 4-7行)

(指摘)

- ・学校は「その他の多数の鳥類を飼養している施設」に含まれるのではないか。

(対応方針)

- ・「その他の多数の鳥類を飼養している施設」に含めることとし、関連記述を移動。

#### 7. 簡易検査実施体制の平時からの整備 (p. 3 19行)

(指摘)

- ・獣医師不在の施設も想定されるため、平常時から簡易検査を実施できる体制を予め整えておくよう明記すべき。

(対応方針)

- ・通常時に整備する実施体制に簡易検査が含まれることを追記。
- ・また、獣医師不在の施設における対応については「相談できるかかりつけの獣医師を確保しておき、連携に努める」様に促しているところ (p. 4 21-22行)。

#### 8. 未発生時のシーズン中の傷病鳥獣に対する簡易検査 (p. 4 8-9行)

(指摘)

- ・通常時のシーズン中に受け入れる傷病鳥獣に対する簡易検査はどうすべきか。

(対応方針)

- ・傷病野鳥を受け入れる際には、周辺発生時と同様に簡易検査の実施を必要に応じて検討する旨追記。

#### 9. 国内発生時の傷病鳥獣の受入れ (p. 5 23-27行、32-34行)

(指摘)

- ・「原則中止」を現行の「最小限」に戻して欲しい。
- ・保護増殖事業対象種に限定すると、多くの傷病野鳥の受け入れ先がなくなってしまう。

(対応方針)

- ・原則中止は維持した上で、ただし以降の記載を次の通りに修正：
  - ① 種の保存法に基づく希少種が救護された場合には地方環境事務所に相談、
  - ② やむを得ず受け入れる場合には感染疑いの鳥の取扱いを参考に隔離を確保するとともに簡易検査等を実施。

#### 10. 国内発生時における餌としての家きんの利用 (p. 5 20-21行)

(指摘)

- ・餌からの感染リスクは感染している生きた家きんの使用時のみに限定されるのか。家きん以外の感染鳥の死亡個体を使用する場合にもリスクがあるのではないか。

(対応方針)

- ・「餌として生きた家きんを使用」との表現を「餌として家きん等を使用」に修正。

#### 11. 動物愛護管理法の終生飼養の精神との関係の整理 (p. 6 31-34行)

(指摘)

- ・動物愛護管理法の終生飼養の精神はあるものの高病原性鳥インフルエンザ対応に於いては殺処分を原則とせざるを得ないことをわかるように書くべきではないか。

(対応方針)

- ・「動物愛護及び感染拡大防止の観点から」との記載を「動物愛護管理法第7条第2項及び第40条をふまえ」に修正。

※参考：動物愛護管理法第7条第2項及び第40条

第7条第2項 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

第40条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

**12. 表記の統一** (p.1 39行、p.3 21, 39行、p.6 36行、p.9 19行)

(指摘)

- ・「公衆衛生部局」、「保健衛生部局」、「保健所」等の表記を統一すべき。

(対応方針)

- ・「公衆衛生部局」に統一。